

古代行政地名の表記原則をめぐる一考察

福岡 猛 志

梗概

日本古代行政地名の表記原則を時系列的に確認することは、単にそれぞれの史料の年次を定めることにとどまらず、古代社会構造の解明にとつても、重要な課題のひとつである。

この課題にかかわる、いくつかの論点の中のひとつに、「郷里制」の施行期間とともに、いわゆる「好字・嘉名・二字」問題が存在すること、および、この問題は『続日本紀』和銅六年五月丙子条・『出雲国風土記』に見える「靈龜元年式」「神龜三年民部省口宣」・『延喜式』諸国内郡里名条の理解にかかわって追求されるべきものであることは、周知の事柄に属しており、先学による論及も少なくない。しかし、従来の研究は、これら諸史料が関連するものであることの指摘を出す、それらが、どのような関連において理解されるべきかについては、部分的・示唆的なものにとどまっている。また、主として『風土記』研

究の立場での論稿には、その内的関連についての論及が見られるものの、古代史研究上の基礎的な事実認識についての誤解が含まれているものが少なくない。

本稿は、従来の研究を批判的に検討することにより、そこに存在する問題点を確認し、その克服を図ることにより、『続日本紀』記事の原態が『延喜式』条文に他ならないことを論証し、『神龜三年民部省口宣』についての仮説を提起することによって、『続日本紀』条文の潤色を主張したが、そのような理解によって、関係諸史料の矛盾なき統一的な解釈が可能になることを、論じたものである。基礎的な「実証」研究であるが、古代地名論にかかわる基準点を確立することを目指した。また、諸史料の内的関連を追及することを通して、『風土記』研究にも一石を投じることを意図している。

はじめに

本稿は、古代地方制度の一部としての行政単位の法的規定・行政地名表記法変遷、具体的には、郷・里の制度および地名の「好字」「嘉名」「二字」表記についての「定字」を求めることを目的とする。それは、確実な同時代史料である木簡について、可能な限り詳しい年代判定を行うための拠り所を得ることにもつながら、実は、この問題は、『風土記』の成立論とも深くかかわりを持っており、必然的に、これまでの『風土記』研究の成果にも論及せざるを得ないのであるが、それはあくまでも本稿の目的にかかわってのことであり、きわめて限定された範囲にとどまることについて、あらかじめお断りしておきたい。

なお、行政単位表記という主題に関して直ちに想起されるのが、かの「郡評論争」であろうが、木簡史料の集積によって、この論争には一応の「決着」がついたと言ってよい。「大宝令施行を契機とする評字から郡字への表記転換」は、これを直接的に明示する陳述史料を持たないが、具体的な使用例に基づいて帰納法的に導かれた結論としては、ほぼ確定的なものがあり、それに対する反証は挙げられていない。表記転換はなぜ実施されたのか、表記のみならず、制度上何らかの内容的転換があったのか、さらに言えば、『日本書紀』が新制度に従って全面的に書き換えた必要性はどこにあったのかなど、解明されきっていない課題は残るものの、文字の表記問題としては、論争は終結の状況である。「郡評論争」とは、そもそも「大化改新詔」の本文＝「原詔」の字句上の潤色の存否をめぐる論争であった。「大化年間」の

原史料上の表記として、「郡」があり得ないことは、もはや確定的結論と言ってよいであろう。本稿の目的に沿って言えば、「表記転換」の事実を確認することで足りる。この転換は、木簡に於ける「干支表記」から「年号表記」への転換とも整合的であり、これは、「大宝建元」と対応している。

もうひとつの重要な問題として、近年飛躍的に増大した「五十戸」記載を持つ木簡についても、「里」への転換期を追求することが大きな課題となっているが、この点については、年紀のある荷札木簡の分析に基づき、市大樹氏の主張が今日の到達点を示していると考え、氏によれば、

- (1) 天武十年(六八一)以前の表記は「五十戸」に限られる。
- (2) 天武十二年以後に「里」がみえはじめるが、「五十戸」表記も一部に残る。

(3) 持統二年(六八八)以降は「里」に統一される。

のであり、公式用字の使用を重視しないレベルの表記では、持統朝以後も「五十戸」が遺制として残るが、荷札木簡など公式用字の表記では、大局的に見て、「五十戸」は天武朝以前、「里」は持統朝以後という年代観は動かないとする。そして、このサト表記の変化の背景については、天武五年(六八二)に編纂開始された浄御原令、天武十二年から十四年にかけての国境画定事業との関連を指摘する¹⁾。新たな木簡の発見により、この年代観が揺らがない限り、論点は「背景」の理解に絞られるであろう。

『続日本紀』和銅六年五月丙子条・「靈龜元年式」・「神龜三年民部省口宣」・「延喜式 民部上」の関連については、かつて試案を提起し

たことがあったが、結論のみを記したこともあって²⁾、これまで、賛否いずれにせよ、論評を受けることがなかった。その後、『風土記』研究の成果にも学びつつ、さらに検討を加えたが、なお、私説を改める必要を認めなかったので、この点について、やや詳しく論拠を示して再論することとする。

注

- (1) 市大樹『飛鳥藤原木簡の研究』(二〇一〇年 塙書房) 第一章および第八章
 - (2) 拙稿「若狭国の地名表記について 野里郷・濃飯駅を中心に」吉田鼎編『日本古代の国家と村落』(一九九八年 塙書房) 所収
- 一 関連史料の概観

本稿の課題に即して、検討されなければならないのは、次の三点の史料である。二の『出雲国風土記』は、『靈龜元年式』と『神龜三年民部省口宣』という二つの法令について述べているが、これは、『出雲国風土記』以外には、直接的にそれを指す史料は、見られないものである。

- 一 『続日本紀』 和銅六年五月丙子条
畿内七道諸国郡郷名、着好字。其郡内所生、銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具録色目、及土地沃墾、山川原野名号所由、又古老相伝旧聞異事、載于史籍言上。
- 二 『出雲国風土記』 総記
右件郷字者、依靈龜元年式、改里為郷。其郷名字者、被神龜三

年民部省口宣改之。

三 『延喜式』 卷二十二 民部上

凡諸国内郡里等名、並用二字、必取嘉名。

まず、一であるが、『続日本紀』当該条は、諸本により、若干の異同があるが、巻一から巻十について、蓬左文庫補写本を底本とし、その祖本である兼右本を重視する『新日本古典文学大系本』(岩波書店)に拠った。『新訂増補国史大系本』は、書陵部蔵の谷森健男氏旧蔵校本の朱筆書き入れを採用し、日付の後に「制」の一字を補い、『扶桑略記』によって、末尾の「史籍」と「言上」の間に、「亦宜」の二字を補っている。後者は、その有無によって、微妙な解釈の差をもたらす可能性があるが、ここでは論じない。なお、『扶桑略記』は、「着好字」でいったん切って、「其郡内所出」の前に「又令作風土記」の一文を入れている。なんらかの典拠が存在した可能性を完全に否定することも出来ないが、延喜十四年(九一四)に執筆された三善清行の『意見封事十二箇条』に「臣去寛平五年(八九三)任備中介、彼国下道郡、有邇磨郷、爰見彼国風土記云々」とあるのが、陳述史料における「風土記」の名称の初出であることからすれば、これは、この条文の解釈をめぐる「皇円の認識」を示した加筆であるとみなすのが妥当であろう。ただし、私は、後述するように、「皇円の認識」は、検討に値すると考えている。

「制」については、『日本書紀』を除く五国史におけるその用例についての、早川庄八氏の詳細な分析がある。早川氏によれば、制はかなり無限定に用いられている³⁾。とすれば、「制」を補つことによっても、この法令の性格を論定することは困難ということになる。底本に従い

「制」を補わずにおく。

風土記研究の世界においては、これは一般に、同日に発せられた「官命」と呼び慣わされている。厳密に言つならば、「官命」とは、太政官によって発せられた太政官符・太政官牒などを指すものであるが、「中央政府から発せられた命令」というほどの意味で用いられているように思われる。そのような用法については、ややなじめぬものを感じるのであるが、その都度、「和銅六年甲子に発せられた命令（ないし法令）」と表記するのまきわめて煩わしいことなので、風土記研究の通例を準用して、「（和銅六年の）官命」と仮称することとする。

『出雲国風土記』の冒頭部分は、一般的には「総記」と呼ばれているが、田中卓氏は「総叙」と呼んでいる（『神道大系』）。意味するところは同じである。なお、『出雲国風土記』の当該部分については、（校本作成にさいして、正字を用いるか、通用文字を用いるかを除いて）諸本による違いはない。

『延喜式』は、『国史大系』本を用いた。

- (3) 早川庄八「制について」井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢中巻』（一九七八年 吉川弘文館 所収。『続日本紀』（新日本古典文学大系）補注2-10四は、この早川氏の研究に拠ったものである。
- (4) 論者によっては、これを「詔」としつつ「官命」と呼ぶが、詔そのものは官の命令ではない。

二 分析の起点としての「靈龜元年式」

さて、これらの史料は、郷あるいは里の地名表記という点で共通性を持つことから容易に想定できるように、あきらかに関連を持っている。「靈龜元年式」が、里を改めて郷としたと言っているのであるから、これが、「和銅六年官命」と『延喜式』の双方とどう関わるのかが、解かれなければならない。さらに、「靈龜元年式」と「神龜三年民部省口宣」は、論理的にはどのようなつながりの中におかれているのが検討されなければならない。

これらを全体として整合的に理解する起点は、「靈龜元年式」にあると、私は考える。なぜか。周知のように、直接的あるいは間接的を問わず、里や郷という文字を記す史料は少なくないが、『出雲国風土記』に見える「靈龜元年式」は、「里」から「郷」への転換を語る唯一の陳述史料¹¹。「天下の孤条」だからである。同時代の史料に記されている文字と、そこから帰納される結論が、この式の内容を傍証するものであるならば、それをもとに、年紀を記さぬ（年次の）「不確実な」史料の編年的位置を定めることが出来、その内容を検討することが出来るし、前掲の他の史料の意味を考察することが出来ることになる。

この「靈龜元年式」をめぐって、きわめて詳細で説得的な字説を提起したのが、岸俊男氏であった。氏は、それまでごく常識的に理解されてきた「里制」から「郷制」への転換を、単なる名称的变化ではなく、それまでの「里」を「郷」と改めるとともにその下部組織として

の「里」（従来の「里」とは区別された「リザト」とも言つべきものを置く、新たな地方行政組織である「郷里制」の設定であることを明らかにし、さらに、靈龜元年に始まる郷里制が存続したのは、天平十一年（七三九）末から十二年の初めにかけての時期までであり、その後は、下部組織としての里を廃した「郷制」に移行するものとして、「里制」「郷里制」「郷制」という変遷過程を説明したのである。この時期の中央政府における地方行政遂行上の課題解決策の一環としてこれを位置づけたこととあわせて、岸説は、長く定説の位置を占めて続けて来た。⁵⁾

これに対して、新たに発見された木簡の記述の検討によつて、「郷里制靈龜三年始期」説を提起したが、鎌田元一氏である。⁶⁾ 後述するように、私は、鎌田説は首肯されるべきものと考えが、これまでのところ、賛否いずれにせよ、印象批評的なもの以上の検討はなされていないと思う。関和彦氏は、鎌田説について、「実態資料を中心に据えて論を展開しており、論文の全体的な流れからみて支持せざるをえない⁷⁾」し、「靈龜元年式」という『出雲国風土記』の記載は、「誤写と考えるしかないであろう⁸⁾」が、「問題は、鎌田論文の重要性を認識する時、『出雲国風土記』研究において未だ同論文の成否をめぐってまったく検討されていないという点にある。」とするが、確かに、鎌田論文の中で触れられている寺崎保広氏の賛成論、田中卓氏の「移行措置」論⁸⁾くらいしか管見に触れない。

鎌田氏の新説が成立するか否かを検討するためには、まず岸説の論理構造を確認し、それとの関連において、鎌田説を検討する必要がある。論理の違いなのか、同一の論理に基づく史料解釈の違いなのか、

それとも新出（あるいは見落とし）史料の提示なのかが、問題となる。岸説の根幹をなすのは、年代を明記する確実な同時代史料を編年的に整理した結果、郷里制の施行されている事を実証する現存史料が、養老五年（七二二）から天平十一年の間に限られること、五十戸一里の里制を示す史料の下限が和銅七年（七一四）十一月であることである。つまり、帰納法によつて得られた郷里制の施行時点（その終期については、後述する）は、和銅七年十一月以降・養老五年以前である。そこには一定の幅があるのだが、『出雲国風土記』の記す靈龜元年がこの枠の中に入るので、そこに矛盾はないから、『出雲国風土記』における靈龜元年式を事実として認めようというものである。

また、その下限の史料は、天平十一年十一月のものであり、六月三十日以前に作成が始められる天平十二年計帳が郷里に拠っていることをもって、郷里制の廃止時期は、天平十一年末から天平十二年初めにかけての頃と論定したものであつて、この場合には、始期とは逆に、陳述史料を欠いている。

このような考察を補強するものとして、岸氏は造籍との関係をあげている。すなわち、六年一造という「戸令」の規定に従えば、天平五年（七三三）に次ぐ造籍は天平十一年でなければならないのだが、天平五年に次ぐ実際の造籍年は天平十二年であることに、岸氏は着目する。そして、「戸令」の規定により、天平十一年の十一月頃より造籍に取りかかった（翌年五月三十日以前に完成させる規定であり、造籍年は完成時のそれではなく、造籍開始の年で表現される）のであるが、それが完成しない間に郷里制が廃止されたために、混乱が起こり、完成が一年延びてしまい、新しい郷里制により天平十二年の戸籍が新造さ

れたとするのである。また、郷里制施行期についてもこの論理を適用する。郷里制施行の靈龜元年の前年、和銅七年が造籍年であるが、それに次ぐ造籍は、本来は養老四年（七二〇）でなければならぬのだが、実際には養老五年になっている。和銅七年に開始された造籍事業の進行中に郷里制が施行されたために、その完成が遅延し、あるいは靈龜元年中にはできず、翌二年にわたったものも生じたかもしれない。この遅延が、六年後の造籍をも一年遅らせることになったのではないかというのが、岸氏の主張である。

岸氏は、この改定が単に表記上の問題ではなく地方行政制度の改定であること、さらに、この郷里制の施行や廃止にかかわって、当時の政治や社会経済的情勢についても論じており、時代背景についての説得性ある立論がなされているのであるが、制度そのものについての論理の基本は上記の通りであり、これが大方の承認を得た「定説」とされていたのである。

これに対する鎌田元一氏の批判を概観しつつ、岸説を検討しよう。鎌田氏は、その主張の出発点に、平城宮出土の和銅八年の年紀を持つ計帳軸の分析を置く。この計帳軸は、一方の木口に「和銅八年 計帳」、他方の木口に「大倭国志癸上郡大神里」と記されている。この計帳軸は、いわゆる「歴名」つまり手実と目録（国帳）の中間段階に位置する文書の軸である。和銅八年は、実は、靈龜元年と同じ年であり、九月二日に改元されて靈龜元年となった。計帳の作成過程についての法令、実態を示す関連史料から判断すれば、当該の歴名軸の墨書は、少なくとも六月、場合によっては七月ないし八月になされたものと見られる。とすれば、和銅八年六月～八月の段階で、なお里制が行われて

いたことになる。

ところで、造籍との関連についての岸氏の主張は、和銅七年籍の作成中に、郷里制が施行されたとするものであるから、その施行期は造籍完成期限の、和銅八年五月末日以前のことと考えられていることに注意する必要がある。これに対して、鎌田氏の主張は以下のごとくである。改元年における元号の取り扱いを調査すると、六国史などの編纂物は別として、「類聚三代格」所収の詔勅官符においては、若干の例外はあるものの、過去の改元年に発布された法令に言及するときは、安易に新元号に変更せずに、本来の発布時の元号を称している。とすれば、「靈龜元年式」は、九月二日以降のものとするべきではないのか。また、和銅七年籍の作成が遅延して和銅八年に及んだとすれば、それは天平十一年籍が十二年籍となったのと同様に、和銅八年籍と呼ばれるべきであって、この説明は論理が分裂している。そして、「和銅八年計帳軸」が、里制に準拠したものであることを認める限り、靈龜元年郷里制施行説は、容易に承認しがたいものとなる。

また、計帳歴名軸をふくめ、岸論文以降に新たに発見された、里制によって記載された木簡で、靈龜元年十月十三日、靈龜二年、靈龜三年、靈龜三年十月の年紀を持つものが確認される。一方、郷里制木簡は、養老二年（靈龜三年の翌年である）四月三日が初見である。さらに、いわゆる「長屋王邸」出土木簡の中で、すべて靈龜二年以前のものであると推定されるSD四七五〇溝のものは里制のみであり、靈龜三年の恐らく後半に片寄った時期の一括資料であるSE四七七〇井戸のものは、郷里制のみが見られることを、寺崎保弘氏の指摘に従って傍証としているのである。

われわれは、鎌田氏とともに、岸氏の論拠をもう一度、点検する必要が生じていると思う。岸氏が、確実と見られる同時代の実態的史料から導き出した結論は、実は郷里制の成立は、和銅七年十一月以降で養老五年以前という期間の中に求められるというものである。それが、靈龜元年に収斂されるのは、『出雲国風土記』に見られるその年次が、この枠のなかに収まっているということによるものである。『出雲国風土記』の記述がなければ、幅は幅のまま、認識されることになるであらう。

岸氏が実態史料から帰納した結論は、正確に言えば、郷里制の成立は、和銅七年十一月以降で養老五年以前、その廃止は、天平十一年末以降で十二年初頭以前ということであり、後者については、造籍年のずれがそれにかかわるという推定によって補強されるものである。岸氏が、靈龜元年を郷里制の起点としたのは、推論であって、あくまでも『出雲国風土記』の靈龜元年式が、岸氏の認定した時間の中に収まっていることによるものであった。

鎌田氏の主張は、ひとつには新たに発見された、同時代の実態史料（木簡の記載）に基づいてなされている。その限りでは、岸氏と同一の論理によっている。その結果、実態史料の示すところに拠れば、郷里制の成立時点は、靈龜三年（養老元年）六月以降、養老二年四月以前である。これ等の新出史料は、岸氏の論稿の時代には発見されていなかったのだから、この限りでは、岸説の瑕とはならない。新たな史料により、同じ方法によって、岸説の時期想定をより限定した時期に絞り込む事が出来るので、岸説の延長上に学説の訂正がなされた⁸と見るべきであらう。もう一度確認するが、岸氏が、時間的スパンを

持った分析結果を、靈龜元年に絞り込んだのは、『出雲国風土記』の「靈龜元年式」という記事が存在するからである。岸氏が、鎌田氏と同じ史料を用い得る条件があったとすれば、「郷里制の成立時点は、靈龜三年（養老元年）六月以降、養老二年四月以前である」という帰納的結論にたどりつき、風土記の記載との関係をどのように考えるかという別の問題に直面したのではなからうか。私見によれば、鎌田氏が岸説を「方法的意味において批判」しているのは、和銅七年籍をめぐる問題点のみである。

天平十一年であるべき造籍が、郷制への転換という「混乱」の中で、一年延びて天平十二年になったということは、状況証拠として説得的であるが、郷里制の始期に関わって和銅七年戸籍に続くはずの養老四年の造籍が養老五年に延びていることを、同じ論理で説明するのは、無理がある、和銅七年の造籍は遅れがあったとしても、それは、あくまでも和銅七年籍である。養老のそれが一年遅れているのは、本来の造籍年である養老四年という年に何か問題があったのか、他の理由があったのか、別途の考察が必要であると鎌田氏は言う。このことも踏まえ、鎌田説は、主要な点で言えば、「学説の訂正・補強」とも言うべき性格を持っていて、岸説の延長上に展開されていると思う。

ここにおいて、問題は、直接的史料と『出雲国風土記』のみに見える「靈龜元年式」との矛盾をどのように考えるかに絞られるのではなからうか。鎌田氏は、それを「靈龜三年」の誤写として解決しようとした。これに対して、田中卓氏は、本文を諸本の記載のままに「靈龜元年」とし、その理由を「移行措置ヲ考ヘテ諸本ノママトス」と述べている。⁸つまり、法令は出されたが、その実施が徹底していない、

あるいは完全実施までの猶予期間があったと見るのである。確かに、「誤写説」というものは、「万能の解決策」たる性格を持つから、よほどの合理的根拠がない限り、安易に採用すべきではないと、私も思う。しかし一方、「靈龜元年式」というのは、これを引用したものであるいは関連した陳述史料を一切持たないものである。『出雲国風土記』本文には、郷里制自体の存在を示す記述はあるが、その施行時点を推測させるものは一切ない。つまり、逆の面からいえば、「靈龜元年式」は、そこにのみそのように書かれているという以外に、その正しさを実証する手段を持たないのである。唯一の方法は、実態史料からの帰納であって、そこに、「実態史料の枠の中に収まる」という岸説の意義もあつた。しかし、その方法では、「靈龜元年式」は、実証できないことが明らかとなつたのである。そして、「靈龜三年式」の誤写説は、「元」と「三」の紛らわしさもさることながら、房戸の初見史料が靈龜三年十一月八日官符（五月二十二日領下の青苗簿式に見えることとを追加）であること、五月二十二日に大計帳等の式が領下されていること、同年には調庸制の改定、中男作物の創出などが見られることなど、この時期の重要性をあわせて、かなりの説得性をもって提起されたのである。

このような鎌田説は、支持されるべきであると思う。「移行措置」説について言えば、地名表記についても行政制度についても、「不徹底」「錯誤」などに基づくと思われる、旧制度記載は、決して少なくはない。とは言つものの、それは新制度の施行後に、それと並んで見られる「遺例」なのであつて（たとえば、岸氏が挙げている郷里制度止後における郷里制記載など）、それ以外のものではない。また、制

度として「両者併用を認める過渡的措置」としての「移行措置」は、考えにくいのではあるまいか。

鎌田説と、それを承認する私見が撤回されなければならないのは、靈龜元年・靈龜二年の記載を持つ「郷里制史料」が出現したときに限られる。それまでは、関氏とともに、鎌田説は、「支持せざるをえない」し、「誤写と考えるしかない」のである。また、そう考える事は、関連史料についての合理的解釈を妨げる要因を全く持たないと、私は考える。

- (5) 岸俊男「古代村落と郷里制」『日本古代籍帳の研究』（一九七三年 塙書房）所収 初出 一九五一年。同「郷里制廃止の前後」『日本古代政治史研究』（一九六六年 塙書房）所収 初出 一九五七年
- (6) 鎌田元一「郷里制の施行と靈龜元年式」『律令公民法制の研究』（二〇〇一年 塙書房）初出 一九九一年。同「郷里制の施行 補論」『律令公民法制の研究』（二〇〇一年 塙書房）初出 一九九二年
- (7) 関和彦「出雲国風土記 註論」（二〇〇六年 明石書店）
- (8) 田中卓「出雲国風土記」の校注（『神道大系 古典編七 風土記』神道大系編纂会 一九九四）

三 和銅六年法令と『延喜式』の検討

さて、靈龜三年郷里制施行という定点が定まると、『続日本紀』和銅六年五月丙子条及び『延喜式』（民部上）の条文の分析の前提が得られる。実は、靈龜元年であつても、以下の論点に変わりはないのだが、年紀を記さない木簡の時代判定にとつては、重要な「物差し」が

できあがるということがあり、またこの時期の政治・社会・経済の微細な状況認識にとっては、二年の差を無視すべきではないことは、前述の青苗簿式・大帳式旗下に照らしても確かなことである。しかし、その点はここでの主題ではないので、言及にとどめる。

和銅六年五月丙子条を再掲しよう。

畿内七道諸国郡郷名、着好字。其郡内所生、銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具録色目、及土地沃墾、山川原野名号所由、又古老相伝旧聞異事、載于史籍言上。

この記事（法令）は、

- 一 畿内七道諸国郡郷名、着好字
- 二 其郡内所生、銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具録色目
- 三 土地沃墾
- 四 山川原野名号所由
- 五 古老相伝旧聞異事

の五項目からなっていると解釈されるのが通例であるが、末尾に置かれる「載于史籍言上」がどの項目にまでかかるのか、それとの関係で、第二項目にある「具録色目」とそれ以下の項目との関係はどうなるのか、第一項目はどこで切れるのか（「好字」の対象は、国郡郷のどれなのか）などの問題があり、諸説が入り乱れるのである。

『風土記』研究そのものを目的としていない本稿において、検討したいのは二つの点である。一つは、この五項目を一体の「官命」と捉えるかどうかという問題である。もう一つは、第一項目の内容であり、より端的に表現すれば、「この官命の内部において」（関連史料との理解の整合性を求める上では、この点こそが重要なのであって、当時の

一般的趨勢を問題としているのではない。）、「国名についても「好字を着ける」ことが命じられているか否かということである。つまり、その対象として国を含んでいるのか、そうではなくて「各国に対して」その管轄下の地名に「好字」を着けることを命じたものなのかという問題である。他の論点については、この問題との関連で、最低限論じておかなければならない事柄に限定する。

さて、膨大な研究史を持つ『風土記』論においても、この問題は傍論以上の意味を持つ論点の一つであるから、その全体を総括することは容易ではないが、代表的と思われる見解を確認することから始めよう。

秋本吉郎氏は、『扶桑略記』的解釈……「又作風土記」の一文を挿入することによって「好字」を『風土記』とは区別された独立条項と考える……の成立する余地を認めつつも、結論的には「畿内七道諸国」に対して「郡郷名着好字」から「古老相伝旧聞異事」の全体を「載于史籍言上」することを命じたものと結論付ける。「好字」は、『風土記』の内容に包摂されると見るとともに、国に対してそれを命じたものであるから、地名表記の対象に国は含まれないということになる。四六文の駢儷対偶の修辞表現であり、本来の文章ではなく『続日本紀』編者の修辞・文飾の結果であるとしている。

植垣節也氏は、「国への呼びかけと解する説」にも「一理がある」が、そうすると「好字」の対象から国名が除かれてしまう。しかし、実際には、「木国」から「紀伊国」、「津国」から「摂津国」のごとく改名・改字を行っているとする。またこの文は、八字・四字の句で成り立っており、以下の文章もすべて四字句を中心とする美文調であっ

て、「畿内七道諸国、郡郷名着好字」のごとく、六字・六字の構成とすると、後の文章の形が壊れるという。^⑩さらに、高藤昇氏の論稿^⑪を踏まえて「畿内七道諸国」という語句が和銅六年のものとしては少し早すぎるといふことも「国への呼びかけ」に疑念を持つ所以であると指摘している。少し分かりにくいのだが、国に対して、管下の地名を改定することを求めたのではなく、国郡郷の名を改定する方針を中央政府が定めたという理解でよいのであろうか。また、直接的には述べていないが、文体の共通性を言っているので、第一項を独立したものと見做していない事は明らかである。ところで、文体の問題は、もともと別の法令・命令を、同日条に集成したと見れば解決する。あるいは、八字・四字という文体そのものが、編者の認識に基づく整理の結果であつて、原文の構造を正確に伝えていない可能性もあり、その事は秋本氏も指摘するところである。この条文の内部における検討では、水掛け論に終わる。

第一項を独立のものとは考えていない点で、両者は一致する。さらに、この点について、別の視点で論じているのが増尾伸一郎氏である。氏は、第二項のはじめに、「其郡内」とあることに注目する。確かに「其」という語は、それ以前の文を受けたものであるうから、増尾氏の「現行の続紀の本文に拠る限りは、一連の文と見做すべきであらう」とする見解は、首肯されるべきであらう。^⑫焦点は、「現行の続紀の本文に拠る限りは」にある。

全体として、風土記研究者の見解は、地名表記を風土記撰述に包摂させるものである。しかし、私見はやや異なる。地名表記原則と「風土記」選進は、同時に発せられたもの、あるいは「風土記」選進を契

機として前者が法定されたものであることは認められるとしても、それが一体のものとして、「風土記」選進の命令の中に地名表記原則が包摂されていると見るのは、論理的に無理があると思う。なぜならば、地名の表記法はそれ以後の行政遂行上、常に準拠されるべき制度であり、だからこそ、後述のように「式」として集成される必然性が生じる。それに対して「風土記」の選進は、それとして独立した一つの「事業」である。その事業が完成すれば、そこで完結する。(実際には、中央政府に於いてそれが紛失・散逸し、延長年間に再度の「事業」遂行が命じられたことは、周知の通りであるが。)

一方は、「法令」であり、他方は「官命」であれ「詔勅」であれ、具体的な事業遂行の「命令」である。「風土記」の叙述もまた、新たな地名表記原則に準拠せよと言ふことならば、その事業は、新たな制度を守つて遂行されるであらうが、「包摂論」に従えば、「風土記」叙述上の基準にすぎないことになってしまう。

たとえば、その部分に、「永為恒例」などの文言が付け加えられていたとしても、その部分だけが「式」として集成されるというのも考えにくいのであるまいか。「新古典文学大系」本の「続日本紀」が、明確にこれを区別していることに従うべきであらう。「扶桑略記」における皇円の認識が検討に値すると前述したのは、このためである。

国名も対象であるという植垣説は、成立しないと思う。植垣説の論拠は、実際に国名表記の改定がされているからというところに置かれているのだが、それが「和銅六年官命」によって実行されたという証拠は何もないからである。また、後述するように、本来の文章は、「延喜式」のそれであるという私の立場からすれば、このような疑念

を發する余地はないのである。また、国名の改名・改字は、これ以前に終わっているとするのが、古代史学の通説である。¹³⁾

それはさておき、「和銅六年官命」の文面に關して、「靈龜元(三)年式」の存在により、直ちに問題となるのが、諸先学が指摘する「郷」という文字である。里制から郷里制への轉換が靈龜年間のことであるとすれば、「ここは、「里」とあるべきところ」で、それは、「続日本紀」編纂者による、(編纂時の制度を基にした)書き換えか、あるいは誤記と考へざるを得ないのである。

坂本太郎氏は、「続日本紀」について、延暦年間に入ってから編纂で、ことに前半は三十巻を十二巻に圧縮するという荒療治を加えたものであることを指摘し、「続紀が編纂上の不手際を数々もっていることは学界の定論」と言っている¹⁴⁾。たしかに、「不手際」ということもひとつの見方だが、いわゆる「地の文」として書かれたものについては、編纂時の知識によって整理されたという見方もありうるのではあるまいか。¹⁵⁾法令を直接全文引用している場合は別としても、ある年月日にかけた記事であつても、典拠となる史料が後代のものである場合も考へておかなければなるまい。この法令が、直接採録であるか否かについては、検討を要するのである。

曾我部静雄氏は、和銅四年から七年にかけて「続日本紀」に「郷」字の用例が見られることと、「式」についての法制上の理解を根拠として、和銅年間の前半に里から郷への轉換を命じた制勅が出されており、靈龜元年式はそれを受けた「施行細則」であり、それも対象が出雲国に限られたものであるとする、独特の説を提起したが、¹⁶⁾これについては、坂本太郎氏による反論により、成立しがたいものであること

が明らかにされており、それ以後出土した木簡によつても、曾我部説の成立する余地はないと言つてよからう。

「郷」一字を以つてしても、これが原文を表現していないことは明らかであるが、この点を考えるためには、多くの先学がその関連性について(ただし、どういう関連性があるのかについては必ずしも明瞭ではないままに)論じている、「延喜式」卷二十一「民部上」の「凡諸国部内郡里等名、並用二字、必取嘉名」という一文に注目しなければならぬ。¹⁷⁾「和銅官命」とこの「延喜式」の一条との關係は、必ずしも十分に分析されきつていない。山田英雄氏が、和銅六年五月においては郷里制は存在せず、この記事の郷は、一般名詞として取り扱つか、郷制以後の訂正と考へるほかはないということ、弘仁・延喜式の文章はその時期のものとしては、制度に合わないものであるということを指摘しているが、そこから一歩進め、最初出された当時の文面(原態)をそのまま保存していたと解釈できるとしていることを重視すべきであると思つ。

「和銅六年官命」は、少なくとも、「郡里名」と復元されなければならないことは明白である。曾我部氏を除いて、この点については異論がないようであるが、とすれば、「郡里等名」とある「延喜式」が注目されるのは当然であつて、一、二の例外(「延喜式」を、神龜三年民部省口宣と関連付けようとするもので、この点については、後に改めて述べることにする)を除いて、この両者は関連付けて論じられるのが一般的なのであるが、両者を合わせてひとつの制度と考へて、その複雑さやあいまい性を論じる場合が多く、両者の内的な關係、その構造はほとんど、考察されていないのである。

私見によれば、この問題の解釈にあたってはまず、『延喜式』とは何者であるかということから考える必要があると思う。この点について、宮城栄昌氏は、『延喜式に収められている式は、現行法としての効力を有しているか否かは第一義的意味を有するものではなかった。それは既成式を網羅した一大法典を編纂することを主目的とするものであった』とし、さらに、『延喜式は、律令時代三百年の歴史の跡方であり、律令制社会の成立、発展、衰頹の過程を物語るものである。条文個々の成立期と成立意義を通じて、その過程を知り得るところに延喜式の歴史的価値がある』と述べて、その史料性格を明確に規定して、具体的に各条文についての法源を集成したのである。¹⁹⁾

虎尾俊哉氏もまた、よりわかりやすい表現で、『延喜以前の或る時点において成立し、その後或る期間効力を持ったものを、ほとんど網羅的に集めたもの』であるから、『本書を以て直ちに延喜・延長頃の現行法と認識し、従ってその内容を以て延喜・延長頃の実情に即したものと即断することは慎まなければならない』と、注意を喚起している。²⁰⁾

従って、考察されなければならないのは、『延喜式』の当該条文の法源は、どのようなものであったかということである。現存する史料による限り、地名表記にかかわる規定は、『和銅六年官命』と、『神龜三年民部省口宣』以外には見出せない。後者が法源たり得ないことは後述するが、『和銅六年官命』とも十分には重なり合わないことは、先学の指摘する通りである。そこで、『式条』と『官命』を並列的に取り扱って、『嘉名・好字・二字』の三点セットが、『官命』の実質的内容であるという『通説』が形成されることになる。ここには、『法

源』追求という視点は見られない。

坂本太郎氏は、郡郷名に好字を着けることと、郡内の産物や名号の由来を言上させることは、いちおう別のことであり、同時の格で令せられたことであるかどうか疑わしい、『郡郷名に好字をつけよの文は、編者があとから書加えたもののようにも思われる』と述べている。五項目一体説への批判であるが、好字の記事は、編者が後代の知識に基づいてここに書き加えたということは、『好字』使用はこのころ定められたとは断定できないという認識に通じる。この認識もまた、『延喜式の法源不明』論に導かれるのであるが、坂本氏の主張の中心は、『好字』と『風土記』が「応別のことであるところに置かれているのであって、後段の推論は、少し極論すぎる面を持つとともに、坂本氏自身「ものようにも思われる」とぼかして表現しているので、なんとも解釈できてしまう曖昧さを持つ。

むしろ、山田英雄氏の指摘のように、『延喜式』の表記は、和銅という時期にふさわしいものであることに留意する必要がある。もし、坂本氏の言う『編者の書き加え』があったとしても、編者にそのように認識させる何らかの根拠があったことだと見るべきであろう。念のため言えば、この点に関しては、『百歩譲って』も、こうなると思うので、私は坂本推論を採らない。

(9) 秋本吉郎『風土記の地名用字とその編述方針』、『風土記の研究』三
ネルヴァ書房 一九六三 『風土記 日本古典文学大系2』解説 岩
波書店 一九五八

(10) 植垣節也『風土記撰進の官命と諸国の反応』、『風土記 新編日本古

- 典文学全集 解説 小学館 一九九七
- (11) 高藤昇「和銅六年五月甲子の官命の構造——「畿内七道諸国」について——」
『風土記研究』十七号 一九九三 「和銅六年五月甲子の官命とその構造——風土記の成立試論——」『新国学の視点』一九九三
増尾伸一郎「風土記編纂の史的意義」植垣節也・橋本雅之編『風土記を学ぶ人のために』世界思潮社 二〇〇一
- (12) 直木孝次郎「古事記の国名表記について」『飛鳥奈良時代の研究』塙書房 一九七五 初出一九七二
大宝後それほど遠くない時期（慶雲四年頃までに、おおむね）に国名表記の改正が完了した。
野村忠夫「律令的行政地名の確立過程 ミノ関係の木簡を手掛かりに」井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中巻 吉川弘文館 一九七八
和銅六年五月制までに、律令制的な国名表記への改定・定着が完了していた。あるいは、和銅元年籍の完成をメドとした。
鎌田元一「律令制国名表記の成立」門脇禎二編『日本古代国家の展開』上『思文閣出版』一九九五
国名表記は、最初から中央政府の手によって一括公定された可能性が高い。郡里名については、数も多く所管国司の撰定・言上に基づいて決定された「だから国司に対して「命じられた」」大宝四年に諸国印が鑄造されたが、公印であるから国名表記が改定されれば印も改鑄されることになる。この時期までに、律令制国名が確定。
風土記研究の内部においても、たとえば、筏勲「古代国名の二字表記に就いて」『国語国文学』三六巻一〇号 一九五七
和銅六年詔は、郡郷名にまで掲げている最後の仕上げの公式表明。
(14) 坂本太郎「出雲国風土記靈龜元年式の意義について」『日本古代史の基礎的研究』下制度篇（一九六四年 東京大学出版会）所収 初出一九五八年。同「出雲国風土記の価値」『風土記と万葉集』坂本太郎著作集第四卷（一九八八年 吉川弘文館）所収 初出一九六四年。
(15) たとえば、行基の示寂伝（『続日本紀』天平二年二月丁酉条）の成立年代についても、記載年次のものでありえない事については、すでに井上薫氏の指摘するところであるが、それが井上説をさらに降るものである事を、拙稿「行基伝の形成」『日本福祉大学研究紀要』三八・三九合併号（一九七九年）でも触れた。
(16) 曾我部静雄「我が律令時代の里と郷について」『史林』三三の五、「我国の郷制度実施の時期について」『日本歴史』九六
(17) 『延喜式』のこの条は、「弘仁式」にも採録されていたことが、『紅葉山文庫本 令義解』の「戸令定郡条」の書き入れによって確認できる。後掲の宮城栄昌氏の『延喜式 史料編』は、「弘式、諸國部内郡里等名、用二字取嘉名」とするが、『紅葉山文庫本 令義解』の影印本（東京堂出版）で確かめると、「弘式諸國部内郡里等名用二字取嘉名」となっている。虎尾俊哉編『弘仁貞觀式逸文集成』（国書刊行会）は、原文の「郡内」に「部」と傍書している。つまり、宮城氏は、校訂を加えた上でこれを採録しているのであって、確かに「郡内の郡里等の名」ではなく、「部内の郡里」でなければ、意味が通らない。この場合の「部内」は「くにうち・くぬち」である。
(18) 山田英雄「風土記」岡崎敬・平野邦雄編『日本の古代』第九巻 研究資料（一九七一年 角川書店）所収
(19) 宮城栄昌『延喜式の研究 論述篇』第四篇 延喜式の成立 第二章・第一節（一九五七年 大修館書店） 宮城氏は、論述篇に先立って、「個々の条文の成立時期・成立目的・及び以後における施行の変化を知る」ために、各条毎に時代の順序に史料を配列した。『延喜式の研究 史料編』（一九五五年 大修館書店）を上梓している。
(20) 虎尾俊哉「延喜式」坂本太郎・黒板昌夫編『国史大系書目解題 上巻』（一九七一年 吉川弘文館）所収

四 「嘉名」と「好字」

では、どの様に考えればよいのであろうか。『延喜式』の定めるところは、きわめて明確である。それは、諸国に対して「部内の郡里等の名」について命令を出していることである。そして、それらは「一字」で表記することと、「必ず嘉名を採用」することを内容としているのである。解釈を要するのは、「等」が含む範囲と、「嘉名」とは何を指すのかという二点である。前者については言えば、さしあたり問題となるのは、駅家・自然地名・地名を帯びる人名・神社名などである。これは、事実に基づいて判断した上で、それが論理整合性を持つか否か検討すべきであろう。(『出雲国風土記』では、駅家も対象である。神名帳などによれば、神社名は二字表記の対象とはなっていない。人名も同様と考えられる。)

そこで、この条文の「法源」を例の「官命」に求めることは可能かどうかを検討する。

「嘉名」と「好字」との関係は、後に論じるとして、「二字表記」については、木簡などの実態史料が、明瞭に和銅六年を基準としての二字への転換を示している。もちろん、全国各地で記入された、膨大な木簡の中には、「遺制」を示すものがないわけではないが、大勢は動かない。『延喜式』の条文のどこにも、和銅六年は示唆もされていないが(われわれが、「式条」と「官命」との関連を推定するのは、さしあたりは、文章上の類似性に拠るものであって、それ以上のものではない)、『延喜式』の条文の示す内容が、ほかならぬ和銅六年を転機

として確認されるのである。この点は、文章上の類似性云々の問題を越えて、重視されなければならない。また、少なくとも、「郷」字によつて、『続日本紀』の潤飾が確実であるとすれば、その他の部分にも加筆・省略・改変等の潤飾が施されている可能性を排除できない。「好字」が潤飾ではない保障はない。

そこで、『延喜式』の史料性格を勘案して、「官命」をその法源と見るのではなく、むしろ、思い切つて『延喜式』が、本来の「官命」であるという仮説を提起したい。

まず、「里」とあることによつて、『続日本紀』の「難点」が解決される。次いで、「官命」に欠けている「二字」が、実態史料と整合性を持つ。「諸国郡郷」という両様に解釈される文言が、「諸国の郡里」として、一義的に解釈されることになる。この点は、風土記研究の世界における諸説併立とは異なり、「国を対象としない」というのが「古代史学界」の定説である。問題は、「好字」と「嘉名」の関係であつて、この点については、慎重な検討が必要となる。この両者は、「同一内容の別表記」的理解や、「嘉名」「好字」「嘉名」は「好字」の一具体例(という解釈が有力視されるが、果たしてそれは正確であろうか。

猿田知之氏は、「好字」と「嘉名」を同じものとするのはいささか安易ではないか、なぜ『延喜式』が「好字」ではなく「嘉名」としたのかという問題意識にたつた論考において、この二つの用語について、きわめて興味深い調査結果を報告している。²⁰⁾

氏によれば、「好字」は、『続日本紀』にも八世紀成立の文献にも見られないばかりでなく、「韓・漢土」においてもきわめて稀用の語であ

り、「嘉」の用例は、『日本書紀』には見られないが、漢土思想の受容により、『続日本紀』にいたって頻用される。この事実認識そのものはきわめて重要であると思う。

猿田氏は、好字の意義は、きわめて現実的な官人たちなら言いそうに、「いーくらかげんの字」「そこそこの字」つまり「適当な文字」なのだ、それが、時代思想として瑞祥思想をはじめとする漢土思想を受容し、模倣するようになると、命名付字は、「嘉名」以外に考えられなくなると言つ。氏はまず、「和銅官命」＝「好字」、『延喜式』＝「嘉名」をそのまま受け入れる。そして、なぜ「好字」が「嘉名」に変化したのかを検討する。その結果、「てきとう」「そこそこ」「いい加減」であったもの（「好字」）が、時代風潮として本来あるべき「嘉名」になったのだとするのである。

私が、事実認識として重要と言つたのは、「嘉」が頻用されるものであり、「好字」が稀用の語であるということである。私見では、「嘉名」こそが本来の「和銅官命」である。そして、この場合には、延喜期においても「現役」の法令であると考えるが、その時期での立派なのではない。（「弘仁式」との間だけでも一〇〇年の履歴がある。）そして、和銅年間に「嘉名」を置くことは、猿田氏の事実認識と矛盾しない。問題は「好字」であつて、その点は後述する。

(21) 小島憲之『上代日本文学と中国文学 上』塙書房 一九六二年
は、「一方が文字に関し、他方が名前に関するものであり、それぞれ相違がある」と、「悪名を捨てて嘉名に改名すること」（中略）

「好字」と混同すべきでない」としつつも、「好字をつけることは、

時には嘉名となり得ることもある」ので、「延喜式」の「嘉名」は、むしろ和銅の「好字」の一解釈とも見られる」として、「好字」の中に、「嘉名をも含める説」に従うべきであるとする。

(22) 猿田知之「好字」とその周辺」『シオン短期大学研究紀要』平成七年十二月号 一九九五

五 神龜三年の口宣について

「神龜三年の口宣」が、「和銅官命」を徹底させる目的を持って発せられたということについては、論者の間に意見の違いはない。『出雲国風土記』では、これによつてはじめて処理された地名が多い。ただし、口宣の内容について、近藤信義氏は「延喜式に記録されている記録を持つて理解するのが常套となっている。即ち『凡諸国部内郡里等名、並用二字、必取嘉名』とあるもので原則的には和銅の官命と異ならない。ただし、『好字』が『嘉名』となつていふこと、さらにその地名は『二字』であることの指示が注意される」と述べ、上田設夫氏も、口宣は「延喜式」の文言そのものであつて、和銅の詔を「実質的に追加命令したもの」とする。文字の相違と「二字」の指示が、どういふ意味で「注意される」のか、それがなぜ、原則的に和銅の官命と異ならないのか、「実質的に」何が追加されたのか、その意味を解かなければならないはずだが、それへの論及はないままに、近藤氏も上田氏も、「延喜式」と「神龜三年民部省口宣」は、全く同じ、そのものだといふのである。

この「常套」となつていふ「理解」は、失考に基づいていふと言わ

ねばならない。すでに論じたように、神亀の段階では「郡里」はありえない。郷里制下の里なのだという強弁は無理だろう。それならば、「諸国部内郡郷里」となるはずである。この法文は、靈龜三年以後にはありえないものである。法源はそれ以前のものに求めなければならぬ。現在知られている限りの文献において、和銅官命の第一項目以外のものは見出されないのである。また、「用二字」という条件は基本的なものであるから、「和銅官命」で命じ漏らしたものを、追加で出したということも考えにくいのである。事実、木簡などの示すところは、二字への転換は、神亀が画期ではなく、和銅が画期である。ただし、『出雲国風土記』では、神亀の口宣によって改定されたとする二十八の地名の中で、三字あるいは一字から二字に改められた地名は九例ある。なお、著名なことであるが、そこでは伊農、伊努、伊努伊農という相反する改定が共存する。

神亀の口宣は、「和銅官命」を徹底させることを目的に出された。そしてそれによって地名改定が進行したことは事実であろうと思う。ただし、問題は何が足りなかったのであろうかということである。私は、先述したように、『延喜式』の文言こそ、「和銅官命」であったと考える。猿田氏の指摘は、氏の結論とは別に、極めて重要であると思う。しかし、「嘉名」は理念的なものであるだけに、地方官人にとって具体的な用字との関係で、戸惑いも生じたのではあるまいか。そこで、「字面もよい意味を持つものを選べ」と指示する必要があった。ある意味では、「好字」はその時点での「官人の造語」であったかも知れない。「好い字」なら、理念的な迷いを超えて実践的な解決が出来る。だから、神亀三年民部省口宣において、「好字」が登場した

のではあるまいか。これが、現実の行政指針となったが故に、『続日本紀』は、後の時期の実態を踏まえて、「嘉名」ではなく、分かりやすいものとしての「好字」という文飾を行ったのであろう。あわせて、編纂の杜撰さを象徴するがごとく、「二字」という決定的なもうひとつの条件を、書き落としたのである。関和彦氏は、「神亀三年民部省口宣」は「風土記」の内容からして郷名の改定であって和銅の命に通じる側面があるが、和銅の命は風土記編纂の命であり「郷名改字」を命じたことにはならないという独自の解釈をとるが、そのように考える必要はないであろう。

確かに、改字は、和銅六年だけの課題ではなく、各国風土記の記述に照らしても、重層的に遂行されたし、出雲国における神亀三年の決定的意義も確認されるところである。しかし、実態史料からしても、和銅六年は画期的なのである。

(23) 近藤信義「郡郷名着好字・常陸国風土記の場合」『国語と国文学』平成十六年十一月特集号、二〇〇四

(24) 上田設夫「出雲国風土記の地名表記に見られる好字意識について——神亀三年の口宣による郷名改字の問題——」『風土記研究』一
号 一九九〇

(25) 注7による。

まとめ

最も合理的に史料の関連を考察すれば、以下のように考えざるを得ないのではないが。

第一に、「和銅官命」が、地名表記の問題を『風土記』撰述の命令の中に包摂させることは出来ない。一方は「制度」であり、他方は「事業」である。この「事業」を契機として、「制度」を出版させたり、この「制度」を「事業」に適用することはあつたとしても、本来別の「官命」である。増尾氏の見解について言えば、私は『続日本紀』のこの条には、省略あるいは書き換えがあると考えている。(あるいは、「郡内」は「部内」の誤記かもしれない。)

第二に、「靈龜元年(三年)式」がある以上、(その存在は、実態を示す史料によって確認される)「和銅官命」は後世の知識による書き換えがあるとしなければならない。書き換えの存在が動かなければ、その可能性は条文全体に及ぶ。

第三に、「靈龜元年(三年)式」がある以上、「神龜三年民部省口宣」は、「延喜式」の法源にはなりえない。

第四に、「靈龜元年(三年)式」がある以上、「延喜式」の法源は、それ以前に求めなければならず、国名表記の公定についての研究成果を踏まえれば、その対象規定は、和銅六年五月に置かれるにふさわしい内容を持っている。

第五に、「嘉名」「好字」の用例からすれば、後者は極めて珍しい稀用のものである。前者は、地名表記を支える理念としてむしろふさわ

しい。当初から存在した文字と考えて、矛盾はない。

第六に、「二字表記」も、地名改定の理念から見ても、実態史料のあり方から見て、和銅にふさわしい。

したがって、結論は、こうなると思うが、いかがであろうか。

和銅六年五月丙子条は、おそらく太政官符(あるいは民部省符)として発せられたであろう「延喜式」民部上に収められた文章に復元される。靈龜三年式において郷里制への移行が定められる。その結果、和銅の法令のうち、「里」とあるものは、「郷」と読み替えられる。(ただし、元態は、そのままで三代の「式」の集成に引きつがれる。)実践上の迷い(あるいは混乱)を踏まえて、制度の徹底とあわせて、理念的な「嘉名」は、具体的な「好字」であることが、神龜三年の民部省口宣で示される。

このように解することで、関連諸史料が合理的・体系的に把握され、実態を示す史料とも矛盾なく理解できるのである。

以上

本稿の要旨は、名古屋古代史研究会例会(二〇〇九年六月六日)於名古屋大学文学部)で報告し、会員各位からご教示・ご助言を受けることが出来た。論旨に変更はないが、お礼申し上げます。(二〇一〇年九月)